

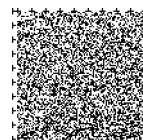
**足立区**

**ユニバーサル**

**デザイン**

**推進計画**

**〔概要版〕**





## 目次

---

1 推進計画策定の背景と目的	1
2 推進計画の位置づけ	2
3 推進計画の期間	3
4 区民等との協働・連携による推進	3
5 推進計画の進行管理を行うための体制	4
6 スパイラルアップの取り組みによる推進	5
7 目標像、基本方針「5つの柱」、及び行動計画の体系について	6



## 1 推進計画策定の背景と目的

足立区は、昭和58年の「障がい者等の利用を配慮した足立区施設整備目標水準」の策定に始まり、身体障がい者等が社会生活を営むうえで障がい（バリア）となるものを取り除き、自由に行動できる環境づくりを継続的に進めてきました。

また、平成17年には、安全で快適に住み続けられる市街地の形成及び健全で活力ある都市活動の確保、ならびに持続的なまちの発展をめざして、「足立区まちづくり推進条例」（以下「まちづくり推進条例」という）を制定しました。

一方で、少子高齢化や国際化の進展、人々の価値観の多様化、男女共同参画、自立と共生などの観点から、高齢者や障がい者、子どもや外国出身の方などすべての人が自由に移動し、活動し、参画し、選択や決定が可能なまちづくりの実現が求められるようになりました。

こうした状況の中で、ユニバーサルデザイン（※1）に基づく取り組みを推進し、障がいのある人もない人も、子どもも高齢者も、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人がいきいきと安心して暮らせる足立区の実現を図るため、平成24年に「まちづくり推進条例」の理念を継承し発展させ、新たに「足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例」を制定しました。

区は、この「足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例」に基づいて、「足立区ユニバーサルデザイン推進計画」（以下「推進計画」という）を策定します。

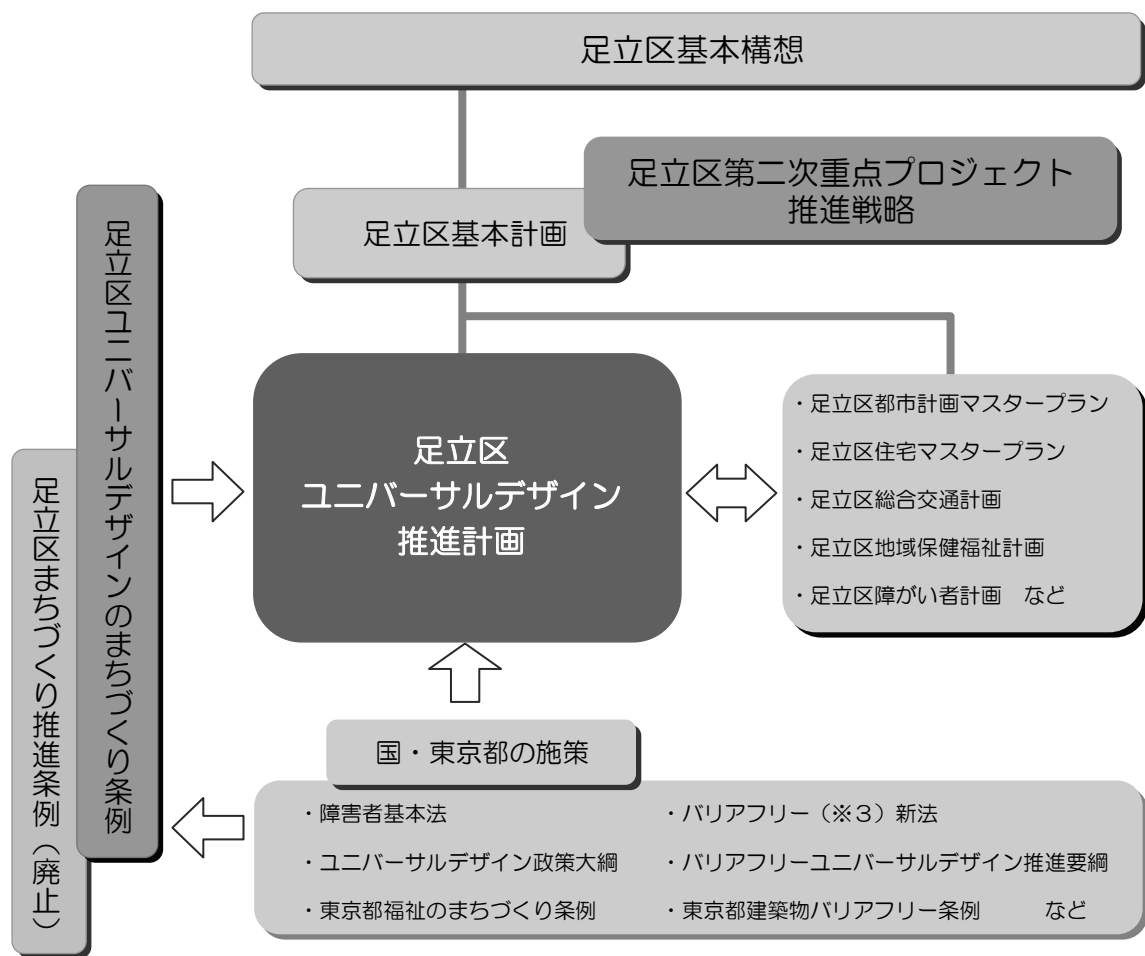
### ※1 ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、出身の国や地域等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を計画する考え方。

1980年代にアメリカのロナルド・メイス氏らによって提唱され、ユニバーサル（Universal：すべての、普遍的な）と、デザイン（Design：計画、設計、構想）という二つの英単語を合わせたもので、その頭文字を取って、UD（ユーディ）とも呼ばれる。

## 2 推進計画の位置づけ

推進計画は、足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例第8条第2項を根拠とし、区の基本構想及び基本計画を踏まえ、各個別計画と連携を図りながら、足立区第二次重点プロジェクト事業に位置づけたユニバーサルデザインのまちづくり（※2）を体系的かつ総合的に推進していくための基本的な計画です。



### ※2 ユニバーサルデザインのまちづくり

すべての人が、お互いの立場を理解し、自らの意思で自由に社会参加することのできるまちづくり（足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例第2条より）。

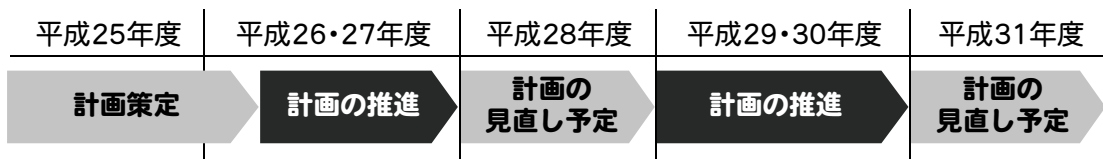
### ※3 バリアフリー

高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障がい（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障がい、情報面での障がいなどすべての障がいを除去するという考え方。

### 3 推進計画の期間

推進計画における個別施策等の実施期間は、3カ年を一期間として平成26年度から平成28年度までの取り組みを定めます。

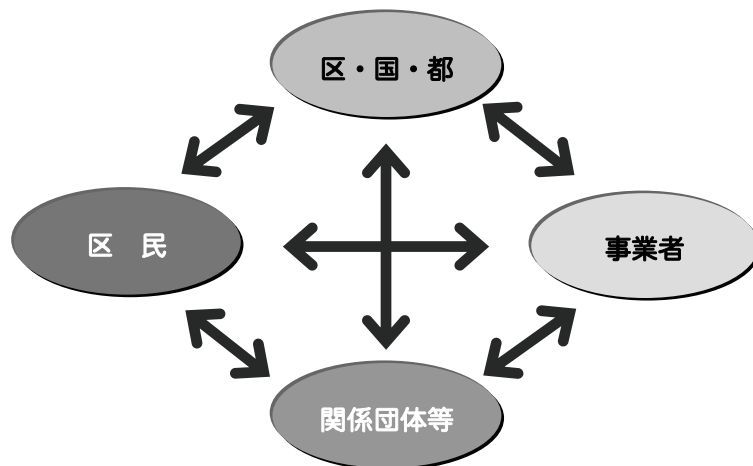
さらに、上位計画や実施計画、他の分野別施策との整合を図りながら、3年ごとに見直しを行い、その推進を図ります。



### 4 区民等との協働・連携による推進

これまでも足立区は、安全、安心で快適に暮らしていただけるまちをめざしてきましたが、今後はさらに、働く、学ぶ、遊ぶなどあらゆる生活の場面において、自助共助公助による心豊かな社会づくりを進めていく必要があります。

推進計画は、区と区民（※4）、事業者及び関係団体等（※5）並びに国・都と協働・連携し、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの実現をめざします。



※4 区民

障がいの有無に関わらず、区内に在住、在勤若しくは在学する者又は区内に土地若しくは建物を所有し、若しくは占有する全ての者をいう。

※5 関係団体等

町会・自治会、障がい者等の団体、商店街、区民の団体、NPO、教育機関などのユニバーサルデザインのまちづくりに関わる団体を総称している。

## 5 推進計画の進行管理を行うための体制

推進計画は、区のユニバーサルデザインのまちづくりに関する基本的な計画であり、この計画の進行を管理していくため、以下の体制を確立します。

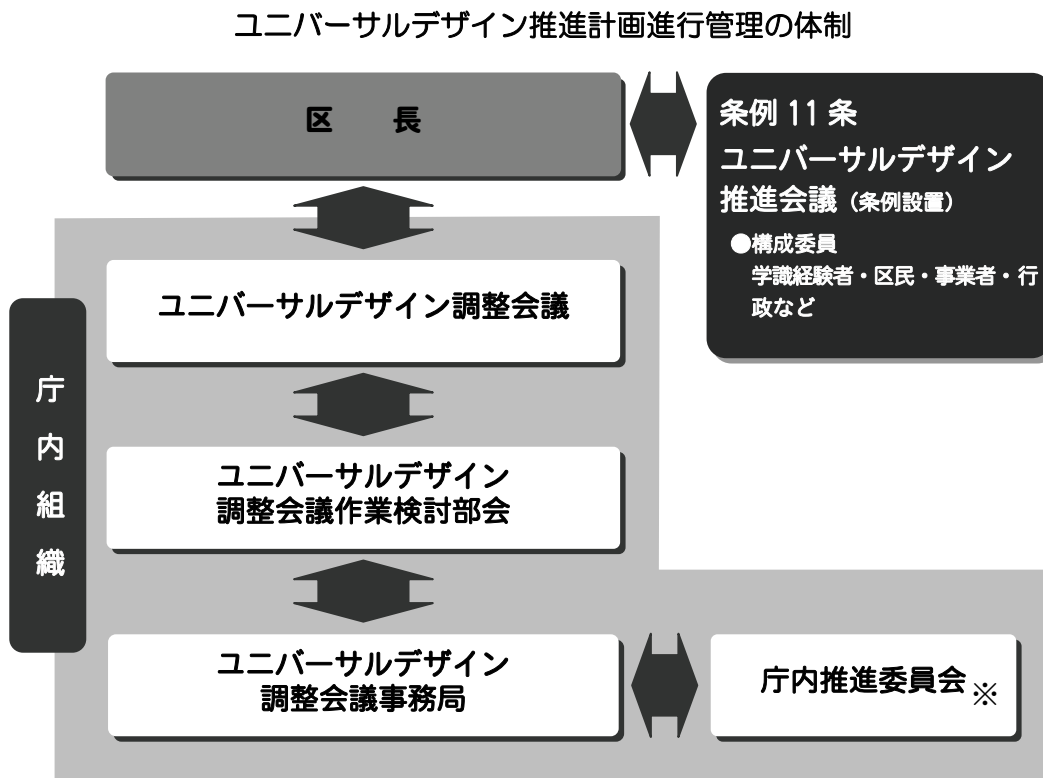
### ①ユニバーサルデザイン推進会議の設置

推進計画における施策の推進、人材の育成、教育の充実及び関係機関との連携等、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のため、区長の附属機関として「ユニバーサルデザイン推進会議」を設置します。

### ②ユニバーサルデザイン調整会議及び作業検討部会等の設置

推進計画で定めた実施計画の具体的な進行管理を行うために、庁内にユニバーサルデザイン調整会議及びユニバーサルデザイン調整会議作業検討部会を設置し、具体的な施策の展開に関する連携と調整を図ります。

また、庁内でのユニバーサルデザインのまちづくりの推進を図るために庁内推進委員会を設けます。



※ 各部室から推薦を受けた職員で構成し、ユニバーサルデザインのまちづくりに係る人材の育成を図る

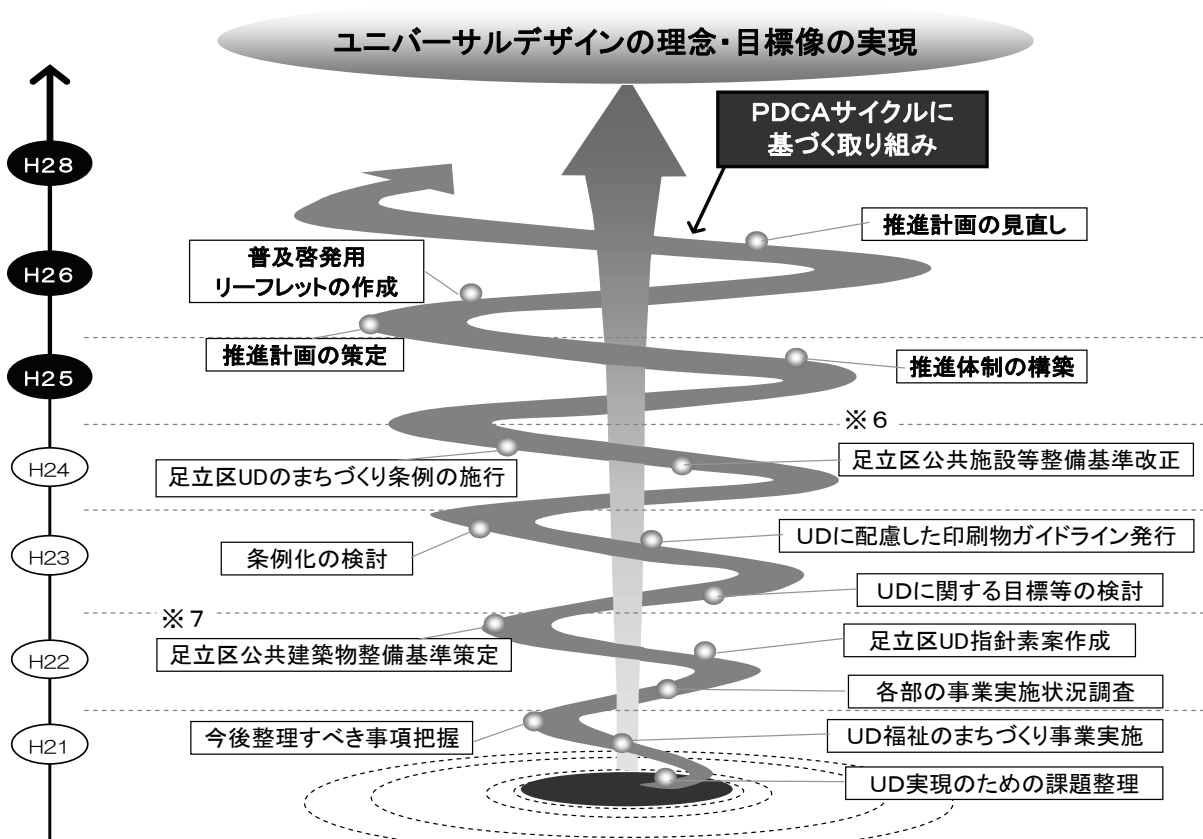


## 6 スパイラルアップの取り組みによる推進

ユニバーサルデザインのまちづくりは、一定の水準を達成すればよいというものではなく、時間の経過とともに変化する社会環境や需要、必要性、要求されるサービス、事業に対応するため、常に利用者の評価を取り入れながら検討を加え、継続的に取り組むことで、だれもが利用しやすいまちをめざします。

そこで継続的に取り組むために、「計画、実行、評価、見直し」(Plan・Do・Check・Action)のPDCAサイクルを繰り返しながら、取り組みの成果をレベルアップしていきます。

### スパイラルアップの取り組み



※6 足立区公共施設等整備基準

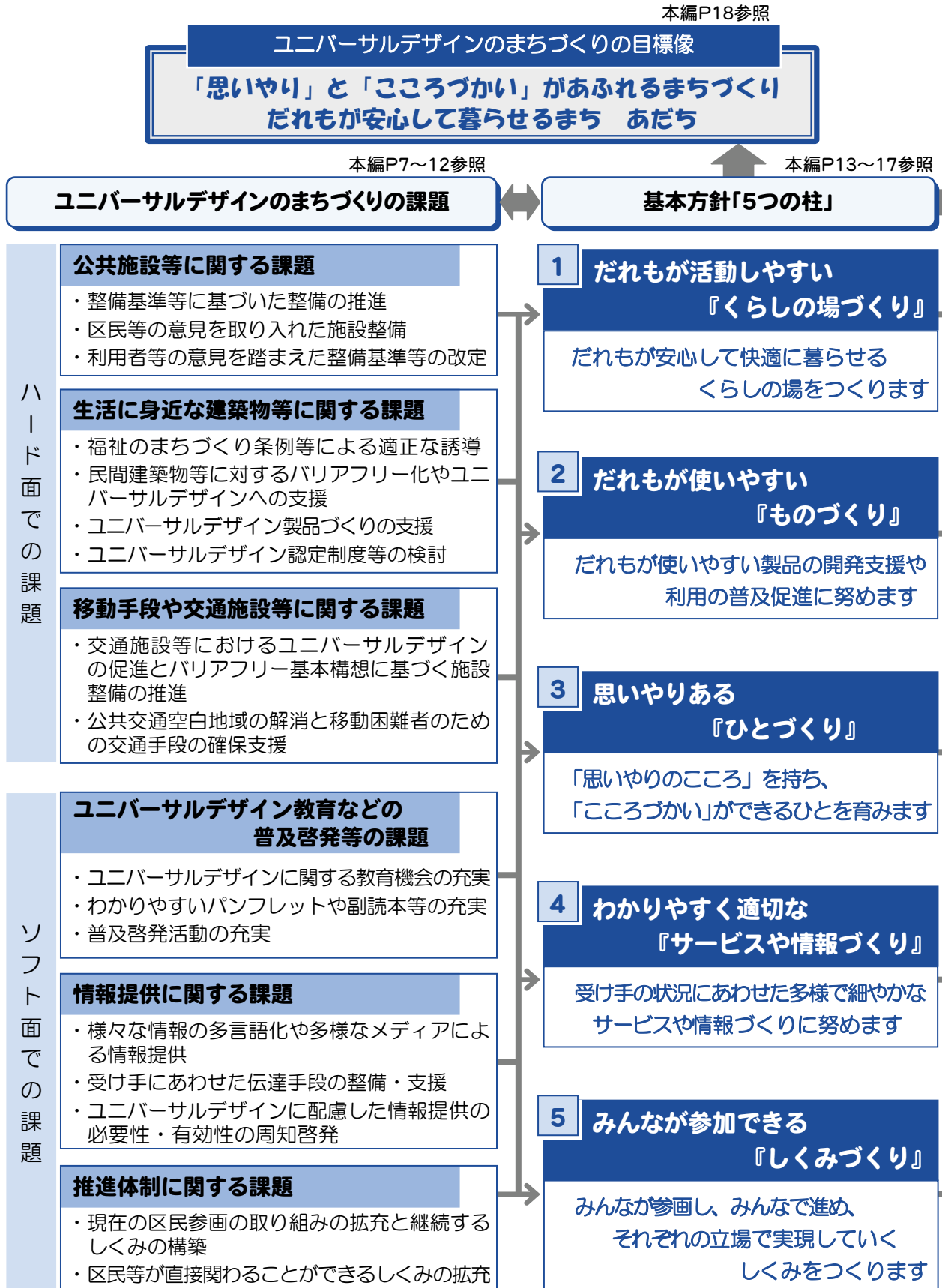
足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例に基づき、公共施設等の事業を行う者に対する指導、助言等に関し必要な事項を定めた基準。

※7 足立区公共建築物整備基準

「ユニバーサルデザイン」、「安全・安心」、「環境（地球温暖化対策）」、「景観」、「みどり」について、足立区立の公共建築物に求められる水準及びこれを確保するために必要な事項を定めた基準。

# 7

## 目標像、基本方針「5つの柱」、及び行動計画の体系について



課題から基本方針「5つの柱」を定め、目標像を設定しています。基本方針「5つの柱」に基づき、ユニバーサルデザインのまちづくりを具体的に推進する行動計画を定めるとともに、区が実施する個別施策を最後に示しています。

本編P22～31参照

本編P32～73参照

**行動計画(アクションプラン)**

**区が実施する個別施策(アクションプログラム)**

- (1) ユニバーサルデザインの視点を重視した施設等の整備を推進します
- (2) 円滑に移動できるための設備等の整備を促進します
- (3) まちや施設でのわかりやすい案内やサインを充実させます

- (1) ユニバーサルデザイン製品の開発に向けた情報等を提供します
- (2) ユニバーサルデザイン製品の利用や普及促進する機会や場を提供します

- (1) ユニバーサルデザインの理解を深めるための教育(学び)を推進します
- (2) ユニバーサルデザインの推進を図るための交流と連携を促進します
- (3) 多様な機会を捉えたユニバーサルデザインの普及啓発を推進します

- (1) 情報のユニバーサルデザイン化を充実させます
- (2) 情報発信のユニバーサルデザイン化を推進します
- (3) わかりやすく親切的案内や対応を推進します

- (1) 協働で進めるしくみをつくります
- (2) スパイラルアップするためのしくみを整えます

- ① ユニバーサルデザインに配慮した歩道を整備する
- ② ユニバーサルデザインに配慮した公園を整備する
- ③ ユニバーサルデザインに配慮した公共施設を整備する
- ④ ユニバーサルデザインに配慮した民間施設の整備を促進する
- ⑤ ユニバーサルデザインに配慮した駐車場や駐輪場を整備する
- ⑥ 高齢者・障がい者向け住宅改良事業への支援を行う
- ⑦ 公営住宅にエレベーターを整備する
- ⑧ 放置自転車等をなくす対策を強化する
- ⑨ 鉄道駅舎のエレベーター等の整備に対する支援を行う
- ⑩ 障がい者への様々な移動手段を確保する
- ⑪ ユニバーサルデザインに配慮した施設の案内サインを整備する
- ⑫ ユニバーサルデザインに配慮した歩行者系案内サインを整備する
- ⑬ 音声情報や触知情報による誘導施設を設置する
- ⑭ 多言語による案内サインを充実させる
- ⑮ バリアフリー基本構想を策定する

- ① 区内事業者が行うユニバーサルデザイン関連製品づくりを促進する
- ② 区内事業者のユニバーサルデザイン関連製品の普及を支援する

- ① ユニバーサルデザインに関する講演会を実施する
- ② ユニバーサルデザイン出張講座を実施する
- ③ ユニバーサルデザインに関する記述のある教科書による学習を行う
- ④ 職員のユニバーサルデザインに関する意識向上を図る
- ⑤ 在住の外国出身の方の日本語学習を支援する
- ⑥ 児童や生徒の国際理解教育等の学習を支援する
- ⑦ 交流イベント「あだち国際まつり」を開催する
- ⑧ 区民向けユニバーサルデザイン啓発用パンフレットを作成し配布する
- ⑨ 「カラーユニバーサルデザインガイドライン」「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物ガイドライン」を職員に周知する

- ① ユニバーサルデザインに配慮した印刷物を作成する
- ② 聴覚障がい者に対して手話通訳者・要約筆記者を派遣する
- ③ だれでも読みやすい「あだち広報」を作成する
- ④ アクセシビリティに配慮したホームページを作成する
- ⑤ 多言語に対応したホームページや通知等を作成する
- ⑥ 防災ナビを利用し災害時における情報を発信する
- ⑦ 外国語での窓口相談や電話相談などを実施する
- ⑧ 足立区ホームページにユニバーサルデザインコーナーを作成する

- ① 審議会委員等の公募性を推進する
- ② パブリックコメントを実施する
- ③ ユニバーサルデザイン推進会議を設置する
- ④ 「やさしいまちづくり調査隊」による公共施設等の検証のためのまちあるきを実施する

平成26年8月



「美しいまち」は「安全なまち」  
ビューティフル・ウィンドウズ運動展開中 足立区

